

<p><b>生徒の様子から見る現状と課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校からの固定化された人間関係から抜けだせていない生徒が多い傾向にある。</li> <li>・コミュニケーション能力が十分に身につけていない生徒や、相手の気持ちになって考えることが苦手な生徒が増えてきている。</li> <li>・友人関係上のトラブルを自分たちで解決する力が未熟である。</li> <li>・ケータイ・スマートフォン等で、文字だけのやりとりの中で人間関係を壊す生徒が増えてきている。</li> </ul>
--

<p><b>いじめ問題への対策の基本的な考え方</b></p> <p>本校は学校教育目標「みがきあい ささえあい そだちあう」生徒・集団の育成を目標に、教育活動を行っている。生徒それぞれが、互いを尊重し、認め合えるような集団になれば、いじめを未然防止できると認識して取り組む必要がある。</p> <p>いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底された環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚・心情を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。</p> <p>特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ対等で豊かな人間関係を築くために、具体的な働きかけや活動を日常生活や行事、部活動等全ての教育活動を通じて集団づくりを行うことが必要である。その取組みの中で、生徒同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが求められる。</p> <p>また、いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持つて取り組む必要がある。</p> <p>○いじめ防止のための措置</p> <p>平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、いじめ問題についての基本的な認識を持つ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。</li> <li>② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。</li> <li>③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多い。</li> <li>④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。</li> <li>⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。</li> <li>⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。</li> <li>⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。</li> <li>⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。</li> </ol>
--

<p><b>保護者・地域との連携</b></p> <p>○学校基本方針を説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や学級・学年懇談、地区別懇談会等での情報交換や意見交換や協議を行い、取組の改善に生かす。</p> <p>○学校評議員、民生委員、児童委員等との情報交換を通じ、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼をし、いじめの早期発見に努める。</p> <p>○ケータイ・スマートフォン等の正しい使い方やネットいじめの問題等についてPTA対象の研修会を実施する。</p> <p>○学校便りやPTA新聞、学年通信に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。</p> <p>&lt;具体的な内容&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもの寂しさやストレスに気付くことができるような啓発。</li> <li>(2) 子どものがんばりを認めてほめること、いけない時には毅然とした態度で叱る。</li> <li>(3) 子育てへの積極的な参加の啓発。</li> <li>(4) ネットモラル等の啓発と協力の依頼。</li> <li>(5) 子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼。</li> <li>(6) 近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校(保護者)への連絡。</li> </ol>
---

<p style="text-align: center;"><b>学 校</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>いじめ防止委員会</b></p> <p>○ いじめ防止委員会を設置し未然防止及び再発防止等に取り組む</p> <p>&lt;防止委員会の役割&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) いじめの未然防止の体制整備及び取組</li> <li>(2) いじめの状況把握及び分析</li> <li>(3) いじめを受けた生徒に対する相談及び支援</li> <li>(4) いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援</li> <li>(5) いじめを行った生徒に対する指導</li> <li>(6) いじめを行った生徒の保護者に対する助言</li> <li>(7) 専門的な知識を有する関係者等との連携</li> <li>(8) 教職員研修の実施</li> <li>(9) その他いじめ防止に関わること</li> </ol> <p>&lt;防止委員会の開催時期&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週のいじめ対策・生徒指導委員会定例会と必要に応じて開催をする。</li> </ul> <p>&lt;防止委員会の内容の教職員への伝達&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直後の職員朝礼等で伝達及び職員会議で全教職員に周知。</li> </ul> <p>&lt;構成メンバー&gt;</p> <p>校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、(必要に応じてSSW, SSP等の外部の専門家)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>全教職員が共通理解の上で、 情報を共有し取り組む</p> </div>
--

<p><b>関係機関等との連携</b></p> <p>○教育委員会、</p> <p>&lt;連携の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者・生徒支援のための専門スタッフ(SSW, SSP等)の派遣。</li> </ul> <p>&lt;学校側の窓口&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教頭、生徒指導主事</li> </ul> <p>○育成センター、警察署等の外部機関</p> <p>&lt;連携の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非行防止教室の実施</li> <li>・定期的な情報交換</li> <li>・ケータイ・ネット等に関する講演の依頼。</li> </ul> <p>&lt;学校側の窓口&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教頭、生徒指導主事</li> </ul>
--

## 学校の取組

### ① ○いじめの防止

#### (校内研修)

- ・いじめに向かわない心情・態度を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てるため、集団づくりの研修を行う。
- ・ネットモラルやネット問題の専門家や電話事業会社に講師を依頼、ネットの最新情報や利用状況、問題点、指導上の留意点についての研修会を行う。
- ・管理職やいじめ対策・生徒指導委員会で最新の情報を全職員に提供する。

#### (生徒会活動)

- ・人権・いじめについて考える週間を設定し、生徒会主催の文化フェスティバルでの発表、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。美作支部内の各中学校と連携する。(スマホサミット等)

#### (行事・学級活動・部活動等)

- ・日頃の授業や行事等の特別活動や部活動の中で、一人ひとりが活躍できる機会を設け、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・抵抗なくいじめに関して相談できるよう、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておく。

#### (道徳教育)

- ・教科書を活用し豊かな心を育てる。
- ・道徳の時間で学んだことが、普段の生活に生かされる授業を行う。

#### (情報モラル教育)

- ・ネット上のいじめを防ぐために、情報機器の特性だけでなく、情報モラルに関する授業を、各学年において1時間行う。
- ・PTAと連携して、ネット・ケータイ安全教室を小中合同で行う。

### ② ○早期発見

#### (実態把握)

- ・生徒の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施するとともに、教育相談で、生徒の生活の様子を把握し、いじめの早期発見を図る。

#### (相談体制の確立)

- ・スクールカウンセラーや相談担当の教職員を生徒に知らせる。また、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでも悩みや不安を訴えたり、相談したりできるような体制を整える。
- ・日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておく。

#### (情報の共有)

- ・生徒の変化や行為、指導の経過をサーバー上に記録し、教職員間で情報共有することを徹底する。  
(学年団会や職員会議での情報交換、職員朝礼での連絡)

#### (家庭への啓発)

- ・いじめの認知につながるよう、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。

#### ○具体的な取組

- (1) 生徒の声に耳を傾ける。(毎日の生活ノート、毎月你的生活アンケート、学期1回の教育相談、個別面談等)
- (2) 生徒の行動を注視する。(日常生活・休憩時間、部活動等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(生活ノート、手紙・通信物・電話等の定期連絡・家庭訪問、保護者会等)

### ③ ○いじめへの対処

#### ① いじめの有無の確認

- ・いじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。

#### ② 組織的対応の検討

- ・いじめ防止委員会を開催し、組織的な対応を検討する。

#### ③ いじめを受けた生徒への支援

- ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。

#### ④ いじめた生徒への指導

- ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

#### ○具体的な指導

詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (3) いじめを行う生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (4) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (5) いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

#### ○教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### ○保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認より判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

#### ○取組の評価・検証

いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。

